

平成 29 年 4 月 1 日より区民センターの申込手続きが変わりました。

●変更点 1.

使用料の納付時期

使用料の納付の事実を確認した上で、使用許可を行います。
なお、期限内に納付がなければ使用しないものとして新たな使用申込を受付けます。
※納付期限の日が休館日(12月29日～1月3日)の場合は、翌年1月4日となります。

納付期限	
申請日から使用日の前日までの期間	使用料の納付期限 ※
1 ヶ月以上	申請日の 13 日後の日
7 日以上 1 ヶ月未満	申請日の 6 日後の日
7 日未満	使用日当日

使用料の還付

使用料の納付後、所定の期間内に使用許可の取り消しを申し出られた場合は納付済みの使用料を還付します。

使用料の還付		
施設	許可の取消しを申し出た日	還付する使用料の額
ホール	使用日の3月前の日まで	全額還付となります
	使用日の2月前の日まで	半額還付となります
	使用日まで2月を切ると	還付できません
会議室	使用日の1月前の日まで	全額還付となります
	使用日まで1月を切ると	還付できません

●変更点 2.

施設利用にあたり、他の利用希望者の利用機会を広げるため、キャンセル待ち制度を導入いたしております。

キャンセル待ちを希望される方は窓口にて「キャンセル待ち申請書」をご用命ください、必要事項記入後、提出してください。

なお、キャンセル待ち申請書のお控えは必ず、お持ちくださるようお願いいたします。